

第 29 回山形家庭裁判所委員会議事概要

第 1 日時

平成 30 年 7 月 11 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

第 2 場所

山形家庭裁判所第 1 会議室

第 3 出席者

（委員） 相澤 哲（委員長），尾原克子，笹川修一，佐藤秀之，
佐藤博之，鈴木昭浩，原 雅基，山上 朗（敬称略，
五十音順）

（列席職員）中脇事務局長，宮島首席家庭裁判所調査官，蓮潟首席書記官，
増子事務局次長，明珍次席家庭裁判所調査官，藤澤訟廷管理官

（庶務） 佐藤総務課課長補佐，小野庶務係長，鈴木庶務係長

第 4 議事

1 新任委員挨拶（佐藤博之委員，原委員）

2 議題「成年後見制度の現状と課題～基本計画の推進のために～」

(1) 議題に関する基本説明

ア 成年後見制度の概要

イ 利用状況と見えてきた問題点

ウ 家庭裁判所に期待される役割

(2) 意見交換

別紙のとおり

3 次回の予定等

(1) 開催日時

平成 31 年 1 月 25 日（金）午後 1 時 30 分

(2) テーマ

未定（委員長に一任）

(別紙)

<主な意見>

(○委員, ●説明者(列席職員))

- 中核機関はそもそも必要なのか。
- 家庭裁判所としては、法律に基づいて裁判所の役割を果たしていくということになるが、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「成年後見制度利用促進基本計画」では、自治体が中核機関を設置することになっており、中核機関を設置することにより成年後見制度の利用促進を図るという趣旨であると理解している。
- 高齢化社会の進展に伴い、成年後見制度の需要が伸びていくことは明らかである。山形県内では中核機関の設置があまり進んでいないという状況にあるのであれば、自治体に対して裁判所の方からも積極的に働き掛けることが重要であると思う。
- 家庭裁判所として何ができるかという点については、裁判所内でも知恵を絞って具体策を模索している状況である。設置の主体が裁判所ではなく自治体であることから、裁判所はどのような形で自治体にアプローチすればよいかについて、具体的なアイデアがあれば御意見をいただき、検討させていただきたい。裁判所としても、中核機関の設置の推進に向けて可能な限り尽力したいと考えている。
- 成年後見制度について、まだまだ理解が進んでいない状況にあると感じている。自治体が設置するということであれば、これから成年後見制度の利用を検討する方々のアクセスの面からも有意義であると思う。
- 山形県弁護士会としても成年後見制度利用促進基本計画に対する種々の取組を行っている。例えば、市民後見人の育成のサポートとして講師派遣や自治体の求めに応じて担当者を派遣し体制作りの支援を行っている。

- 他の都道府県の家庭裁判所の取組として、ある庁では、主な地方自治体にそれぞれ裁判所職員を派遣して担当者と意見交換を行い、基本計画の進捗状況に関する現状と問題点の把握に努め、その上で裁判所として協力できることの説明を行うことを検討しているそうである。また、別の庁では、本庁及び支部において各管轄する地方自治体の担当者が一堂に会し、基本計画に関する意見交換を行い、上記と同様に、現状と問題点の把握に努め裁判所として協力できることの説明を行うことを検討しているそうである。
- 自治体ごとに進捗状況は様々なようである。東北6県の実情として、福島県のいわき市では中核機関の設置が間近であると聞いている。東北6県では、いわき市が最も先進的な状況であり、山形市がそれに続いているという状況のようである。仙台市については、単独での整備が困難な他の市町村との広域的な取組を念頭に、宮城県の主導により中核機関の設置を検討している状況であると聞いている。
- 家庭裁判所の支部や出張所に対しても申立てが可能であるのならば、少なくとも支部所在地の自治体には働き掛けを行うことが必要であると思う。
- 中核機関を設置する場合、全国的に統一的な名称にして進めていく方が国民にとって分かりやすいのではないか。
- 中核機関の体制整備が進んでいない原因の一つとして、中核機関とはどのようなものであるかの具体的なイメージが分からないということがあると思う。例えば、先進的な自治体があるのであれば、中核機関設置までのプロセスに家庭裁判所として協力していただいて、モデルケースとして示せるものが必要だと思う。
- 単独での整備が困難な自治体とも連携した広域的な取組が必要であるならば、県の主導が重要になる。県との連絡協議会等を設けることが有意義であると思う。
- 当庁における取組として開催している成年後見事件に関連する団体の代

表者が参加し意見交換や情報交換を行う協議会には山形県の担当者からも御参加いただいている。

- 家庭裁判所としても、各市町村に対して働き掛けを行い、あい路の分析を行った上で、裁判所としてどのようなサポートが可能かを検討し、必要な対応を行うことが重要であると考えている。

以 上